



# 正課外インターンシップ参加 に関する事前手続きについて



正課外インターンシップに参加するにあたり、企業（他人）の財物を損壊したり、不慮の事故により身体に傷害を被ったり、他人に怪我をさせたり等、万一の場合に備え保険適用されるために必要な手続きです。このため、インターンシップに参加する学生は、以下の手続きを守ってください。

## 【1】学生直接応募によるインターンシップに参加する場合

1. 必要書類を**必ず事前に**キャリアセンターに取りに来ること。来室が無理な場合は大学ホームページの「インターンシップについて」のページから書類をダウンロードしてください。
2. 下記の必要書類を提出。
  - ①「インターンシップ大学行事承認届」
    - A：企業から「学研災および学研賠の加入証明書」の提出を求められている場合。  
…インターンシップ**当日の3日前（土日祝除く）までに**キャリアセンターに提出。  
原則2日後（土日祝除く）に加入証明書を渡します。
    - B：企業から「学研災および学研賠の加入証明書」の提出を求められていない場合。  
…インターンシップ**当日の2日前（土日祝除く）までに**キャリアセンターに提出。
  - ②「正課外インターンシップ報告書」…必要事項を記入の上、インターンシップ参加後必ずキャリアセンターに提出。

## 【2】学生直接応募によるWEBでのインターンシップに参加する場合

### <大学でWEBインターンシップに参加する場合>

- ①「インターンシップ大学行事承認届」  
…インターンシップ**当日の2日前（土日祝除く）までに**キャリアセンターに提出。
- ②「正課外インターンシップ報告書」…必要事項を記入の上、インターンシップ参加後必ずキャリアセンターに提出。

### <自宅・その他の場所でWEBインターンシップに参加する場合>

- ①保険適用外の為、「インターンシップ大学行事承認届」の提出は**不要**です。
- ②「正課外インターンシップ報告書」…必要事項を記入の上、インターンシップ参加後必ずキャリアセンターに提出。

## 【3】事前手続きをせずにインターンシップに参加した場合

「正課外インターンシップ報告書」…必要事項を記入の上、インターンシップ参加後必ずキャリアセンターに提出。

### ※注意事項

- インターンシップ大学行事承認届の事前提出がない場合、「学生教育研究災害傷害保険(学研災)」「学研災付帯賠償責任保険(学研賠)」が適用されません。
- 書類の学内手続きの都合上、「インターンシップ大学行事承認届」について、インターンシップ参加前日や、当日、事後の提出は受け付けません。
- インターンシップ中に事故や問題が発生した場合、速やかにキャリアセンターに報告してください。